

各社会福祉施設・事業所管理者様

愛媛県保健福祉部長

感染警戒期（特別警戒期間）への引き上げに伴う社会福祉施設等における
新型コロナウイルスの感染防止対策の徹底について

新型コロナウイルスの感染防止対策に日々御尽力いただき深く感謝申し上げます。

県では、首都圏や関西圏での急速な感染拡大を受け、県内の感染の再拡大を防ぐため、7月29日から警戒レベルを「特別警戒期間」へ引き上げることとしました。

県内では、デルタ株やL452R変異株の確認以降、新規事例が連日発生するなど、感染が拡大しており、特に松山市は「第5波の入り口に立っている」状況にあることから、これまで以上に感染対策を徹底する必要があります。

各社会福祉施設・事業所においては、改めて、国や県の通知を御確認いただき、別添「自己点検シート」等を活用して、自施設・事業所の感染防止や業務継続の対策について再点検を行うとともに、特に下記事項に留意し、感染予防及び感染拡大防止に万全の対策を取っていただきますようお願いいたします。

（特に留意する事項）

- 1 面会は施設の状況に応じて施設長が判断し、時間や人数を制限する等の
厳重な感染予防策を実施すること。
- 2 緊急事態宣言地域等のほか、感染が拡大している地域との不要不急の出
張・往来は自粛すること。
- 3 「正しいマスクの着用」「こまめな手洗い・手指消毒」といった基本的な
感染回避行動を徹底するとともに、体調異変時の受診やルールを守った会
食の徹底について職員に注意喚起を行うこと。
- 4 職員の自主検査を積極的に実施するなど、施設における感染発生・拡大
の未然防止に努めること。

【担当課】

（救護施設関係）

保健福祉課生活保護係 Tel：089-912-2385

（保育所等関係）

子育て支援課保育・幼稚園係 Tel：089-912-2412

（放課後児童クラブ等関係）

子育て支援課子育て支援企画係 Tel：089-912-2413

（児童養護施設等関係）

子育て支援課児童・婦人施設係 Tel：089-912-2414

（障がい福祉施設関係）

障がい福祉課障がい支援係 Tel：089-912-2424

（高齢者福祉施設関係）

長寿介護課介護事業者係 Tel：089-912-2432

関連リンク

【厚生労働省関係】

○新型コロナウイルス感染症について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

○「保育所における感染症対策ガイドライン（2018年改訂版）」

<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000201596.pdf>

○「高齢者介護施設における感染対策マニュアル 改訂版」

<https://www.mhlw.go.jp/content/000500646.pdf>

○「介護現場における感染対策の手引き（第2版）」

<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/000678253.pdf>

○「新型コロナウイルス感染者発生時の業務継続ガイドライン」

<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/000704782.pdf>

○障害福祉サービス等事業者関係の感染対策マニュアル・業務継続ガイドライン等

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15758.html

【愛媛県関係】

○児童福祉施設関係

新型コロナウイルスに係る情報等について

<https://www.pref.ehime.jp/h20300/kosodate/singatakorona.html>

○障がい福祉施設関係

新型コロナウイルスに係る情報等について

<https://www.pref.ehime.jp/h20700/fukushi/jigyousyaoshirase/singatakoronawirusu/index.html>

○高齢者福祉施設関係

介護サービス事業者及びサービス利用者の方へ

<https://www.pref.ehime.jp/h20400/kaigohoken/jigyou/index.html>

○自主検査補助関係

<https://www.pref.ehime.jp/h20400/kennsahiyouhozyokinn.html>